

適合事業者公募・公表要領

令和8年3月25日森林第1317号

(目的)

第1 この要領は、本県における森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）第44条第1項及び第2項の規定による集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められた一体経営管理森林の区域内の森林（構想森林）について経営管理を行うことを希望する民間事業者（以下「適合事業者」という。）の公募・公表について、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）及び森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）並びに森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成30年12月21日付け30林整計第714号計画課長通知）によるほか、必要な事項を定めることにより、中長期にわたる森林の経営管理を担う事業者の適切な選定に資することを目的とする。

(応募資格)

第2 適合事業者の公募に応募できる民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者」とする。

(適合事業者の公募)

第3 知事は、毎年、適合事業者を公募するものとする。

2 公募期間は次のとおりとする。なお、次に定める各回の公募期間のうち、最終日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を締切日とする。

第1回 4月1日から8月31日

第2回 10月1日から12月15日

(公募申請の要件)

第4 公募に申請しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、県内に本店又は支店を有する法人又は個人とし、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 森林経営計画の樹立者（森林法第11条又は第19条に基づき認定を受けた者）
- (2) 登録申請者に以下のいずれかの資格を有する者が従事していること
 - ① 森林施業プランナー（森林施業プランナー協会の認定を受けた者）
 - ② 森林経営プランナー（森林施業プランナー協会の認定を受けた者）

③森林総合監理士（森林法に基づく林業普及指導員資格試験の「地域森林総合監理」区分に合格した者）

（公募申請の方法）

第5 登録申請者は、第3の2に定める公募期間内に、適合事業者名簿への登録申請書（様式1）に、次に掲げる内容を記載した別紙1に定める書類を添付し知事に提出するものとする。ただし、既に「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領」（令和5年9月11日森林第600号）第8条の規定により公表されている民間事業者において、要件に適合することが確認できている内容については、提出を省略することができるものとする。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地等）
- (2) 集約化構想に位置づけられることを希望する県内市町村名
- (3) 組織に関する情報（役員数、職員数）
- (4) 技術職員に関する情報
- (5) 雇用管理体制に関する情報（賃金形態、加入保険、退職金制度）
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有状況）
- (7) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (8) 生産管理又は流通合理化の取組に関する情報
- (9) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (10) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (11) 生産や造林・保育の実施体制に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定に関する情報
- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (14) コンプライアンスの確保に関する情報
- (15) 常勤役員の設置に関する情報（法人のみ）
- (16) 経理状況に関する情報
- (17) その他知事が定める情報

2 知事は、必要に応じ、登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求めることができるものとする。

（市町村への登録申請者情報の提示及び市町村による民間事業者の推薦）

第6 知事は、第5の登録申請書の公募の内容に関する情報を整理するとともに、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する管内の市町村長に、当該登録申請者に関する情報を様式3により提示するものとする。

2 市町村長は、提示された情報及び法第44条第2項に規定する要件を踏まえて、必要に応じて様式4により公表すべき民間事業者の推薦をすることができる。

- 3 前項により市町村長の推薦を受けた民間事業者については、登録の基準（別記1）のうち（1）を満たさない場合であっても当該基準を満たしたものとみなすことができるものとする。

（登録の実施）

第7 知事は、登録申請者のうち、申請内容が別記1に定める登録の基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を適合事業者名簿（様式2）に登録するものとする。

- （1）基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地）
- （2）登録番号、登録年月日、登録期間
- （3）集約化構想に位置づけられることを希望する市町村名

- 2 知事は前項の規定により登録の可否を決定したときは、速やかにその旨を名簿登録通知（様式5）により当該登録申請者に通知するものとする。

（名簿の公表）

第8 知事は、第7の規定により登録の可否を決定したときは、速やかに適合事業者名簿（様式2）を県ホームページにおいて公表するものとする。

- 2 市町村長への通知は、前項に定める適合事業者名簿の公表をもって代えるものとする。

（登録期間）

第9 第7の規定による登録の有効期間は登録年月日から5年以内とする。

- 2 名簿に登録された適合事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録の更新を希望する場合、登録の有効期間が満了する2か月前までに、第5に準じて申請をすることができるものとする。

（変更の届け出）

第10 登録事業者は、第7の規定による名簿の記載事項に変更があったときは、変更届出書（様式6）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により提出があったときは、変更届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。
- 3 前項の規定により変更の承認をしたときは、適合事業者名簿（様式2）を更新し、県ホームページにおいて公表するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により適合事業者名簿を更新したときは、その旨を関係する市町村長に通知するものとする。

（状況報告）

第11 登録事業者は、目標として設定した事業年度が終了するまでの間、各事業年度の終

了後3か月以内に、実施状況報告書（様式7）により知事に実施状況等を報告するものとする。

- 2 知事は前項の内容を確認し、必要に応じて登録事業者に改善指導を行うことができるものとする。

（登録の取消）

第12 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

- （1）登録事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - （2）登録事業者から申し出があった場合
 - （3）登録の申請又は変更の届け出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - （4）登録事業者が別記1の基準に適合しなくなった場合
 - （5）その他、林業生産活動にあたり不正な行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合
- 2 知事は前項の規定により登録の取消をしたときは、速やかに、その旨を登録取消通知書（様式8）により当該登録事業者に通知するものとする。ただし、前項（1）に該当する場合にあってはこの限りではない。
 - 3 知事は、前項の規定により登録の取消をしたときは、遅滞なく、関係する市町村長にその旨を通知するとともに、適合事業者名簿（様式2）を更新し、県ホームページにおいて公表するものとする。

（書類の提出）

第13 登録申請者が知事に対して行う書類の提出は、登録申請者の主たる事業所の所在地を所管する総合支庁に提出するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 登録事業者が知事に対して行う書類の提出は、前項に準じるものとする。
- 3 前各項の規定により書類の提出を受けた総合支庁長は、速やかに農林水産部長あて進達するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記1 登録の基準

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)～(9)の項目((1)の項目については①又は②のいずれか)のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

項目	基準	説明
(1) ①生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産等に関し、生産量又は生産性を、5年間で2割以上増加又は向上させる目標を有していること。</p> <p>民間事業者の生産量の実績が5000m³以上/年あり、又は生産性の実績が間伐8m³以上/人日もしくは主伐11m³以上/人日である場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	
(1) ②経営管理の対象となる森林の確保	<p>経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているもの^{*1}に限る。)の面積を、5年間で約2割増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>※1 以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林
(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>③認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	
(3) 造林・保育の省力化低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>	
(4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制^{*2}を有すること。</p> <p>②主伐後に適切な更新^{*3}を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適</p>	<p>※2 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者と</p>

	切な更新の働きかけに取り組んでい れば足りるものとする。	の連携協定、請負契約による 発注等により一体的に実施で きる体制があることとする。 ※2-3 市町村森林整備計画 等を踏まえつつ、林地生産力 が比較的高く傾斜が緩やかな 人工林において主伐を行う場 合には、原則として再造林を 行っている(『山形県における 皆伐・更新施業の手引き』(H 30. 3. 28 林振第 1285 号林 業振興課長通知)を遵守する) こと。また、経営管理実施権 の設定を受けている森林につ いては必ず再造林を行ってい ることとする。
(5) 生産や造林・ 保育の実施体制の 確保	以下のいずれかに該当すること。 ① 素材生産又は造林・保育に関して3 年以上の事業実績を有すること ② 所属する現場作業員の現場従事実 績等が3年以上 ^{※4} であること。 ③ 林業技能士(1級又は2級)が在籍 していること。	※4 「3年以上」は連続して いることを要さない。「3年以 上」に満たない場合であって も、所属する現場作業職員が 林業大学校等で2年間の課程 を修了し、かつ1年以上の現 場従事実績を有している場合 等作業の質や安全性等に関し て同程度以上の能力を有して いると認められる場合は、基 準を満たしているものとし る。
(6) 伐採・造林に 関する行動規範の 策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施 に向けて民間事業者が遵守すべき行動 規範の策定等を行っていること。	
(7) 雇用管理の 改善及び労働安全 対策	以下のいずれにも該当していること。 ① 林業労働力の確保の促進に関する法 律(平成8年法律第45号)第4条に 基づく各都道府県の基本計画に定め られた労働環境の改善その他の雇用 管理の改善を促進するための措置に 係る取組又はこれに準ずる取組 ^{※5} を行っていること。 ② 現場作業職員等に対し、労働安全衛生 法(昭和47年法律第57号)に基づく 安全衛生教育 ^{※6} を行っていること。 ③ 労働者災害補償保険に加入してい ること(一人親方等の特別加入を含む)。 ④ 以下に定める届出を行っていること (届出の義務がない場合を除く)。 ・健康保険法(大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法(昭和29年法律第 115号)第27条の規定による届出	※5 ・現場作業職員の常用化等の 雇用の安定化、月給制度や週 休2日制の導入等の労働条件 の改善、計画的な研修実施等 の教育訓練の充実、退職金共 済への加入等の福利厚生 ^{※6} の充 実等の雇用管理の改善等 ・リスクアセスメント、防護 具の着用の徹底、作業現場の 安全巡回、労働安全コンサル タント等専門家による安全診 断・指導等の労働安全対策等 ※6 外部機関において必要 な安全衛生教育を終了してい る場合を含むものとする。 ※7 同種災害の再発防止策 から見て妥当な内容であり、 それが現場作業職員を含む組

	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出 ⑤過去 3 年以内に休業 4 日以上の労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合^{*7}は、上記基準を満たしているものとする。 	<p>織内全員に周知されていることとする。</p>
<p>（8）コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>①以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等^{*8}や一般役員等^{*9}が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・（6）の行動規範に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者^{*10} <p>②以下のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること ・個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること 	<p>※8 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※9 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※10 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者等を指す。</p>
<p>（9）常勤役員の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p>	

2 経理管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準	説明
経理的な基礎	<p>民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。</p> <p>①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること※¹¹。</p> <p>②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できること。</p>	<p>※11 以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が連続してマイナスとなっていないこと。 ・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。 ・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(様式1)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電話番号 :

(認定事業主の有無 有 ・ 無)

※該当する方に○をつけること

適合事業者名簿への登録（更新）申請書

適合事業者名簿への登録（更新）について下記のとおり申請します。

また、添付する関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 集約化構想に位置づけられることを希望する市町村名

--

- 2 登録希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 3 応募に当たって提出する関係書類について
別添1のとおり。

(様式3)

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山形県知事

適合事業者の登録申請者情報の提示について

適合事業者公募・公表要領第6により、登録申請者に関する情報を提示します。
なお、情報提示した民間事業者のうち、特定の民間事業者を「適合事業者」へ登録するにふさわしい者として推薦する場合は、同要領第6の2により、 月 日までに提出をお願いします。

(様式1別添1を添付)

(様式4)

第 号
年 月 日

山形県知事 殿

市町村長

山形県「適合事業者」市町村推薦書

適合事業者公募・公表要領第6の2により、森林経営管理法第44条第2項の規定により公表する民間事業者として、以下のとおり推薦します。

記

項目	内容
商号又は名称	
事業者の所在地	
推薦の理由	
その他	

※複数推薦の場合は事業体毎に記載してください。

(様式5)

第 号
年 月 日

登録申請者 様

山形県知事

「適合事業者」名簿登録通知

年 月 日付けで申請のありました登録事業者名簿への登録について、下記のとおり決定したので、適合事業者公募・公表要領第7の2により、通知します。

記

- 1 登録番号
(登録されない場合 非登録の理由)
- 2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式6)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

「適合事業者」変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 変更事項の内容

1. 商号又は名称	
2. 代表者氏名	
3. 主たる事務所の所在地	
4. 集約化構想に位置づけられることを希望する市町村名	

※変更した情報についてのみ記載すること。

2 変更の理由

(注) 変更事項の内容が確認できる資料を添付すること

(様式7)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

「適合事業者」実施状況報告書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、適合事業者公募・公表要領第
11の1により、実施状況報告書（年度）を提出します。

（様式7－別紙を添付すること）

(様式7-別紙)

1. 実施状況

(1)	作業種	単位	現状 (○年度)	目標 (○年度)	○年次目 (○年度)	進捗率 (○年次目÷
①	素材生産量(主伐)	(ha)	[]	[]	[]	[]
	素材生産量(主伐)	(m ³)	[]	[]	[]	[]
	素材生産性(主伐)	m ³ /人・ 日	[]	[]	[]	[]
	素材生産量(間伐)	(ha)	[]	[]	[]	[]
	素材生産量(間伐)	(m ³)	[]	[]	[]	[]
	素材生産性(間伐)	m ³ /人・ 日	[]	[]	[]	[]
	造林・保育(植付)	(ha)	[]	[]	[]	[]
	造林・保育(下刈り)	(ha)	[]	[]	[]	[]
	造林・保育(その他)	(ha)	[]	[]	[]	[]
	上記以外の林業の事業量		[]	[]	[]	[]
②	森林面積	(ha)				

※現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

※民有林に係る事業量等については、[]内に内数として記載すること。

※進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

2. 造林・保育の省力化・低コスト化の取組状況

3. 主伐後の再造林の確保の取組状況

--

※主伐と主伐後の再造林確保の状況について、実施体制等を含めて記載すること。

4. 現状と今後の目標

	実施状況の評価	今後の課題と対応策
素材生産		
主伐と主伐後の再造林		

※実施状況の評価には、素材生産及び主伐と主伐後の再造林について記載すること。

※今後の課題と対応策については、実施状況を踏まえて取り組み等について記載すること。

5. 伐採・造林に関する行動規範の策定状況

--

6. 雇用管理の改善及び労働安全対策の取組状況

--

7. 常勤役員の設置状況

--

8. その他

森林経営計画 有効期間 ※最新のもの	森林施業プランナー	[]人
	森林経営プランナー	[]人
認定件数 [] 件 年 月 日～ 年 月 日	森林総合監理士	[]人
	林業技能士 (1級又は2級)	[]人

(様式8)

第 号
年 月 日

登録事業者 様

山形県知事

「適合事業者」登録取消通知書

適合事業者公募・公表要領第12により、年 月 日付けの登録を下記理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 取消理由